

青森県報

号外第二十七号

平成三十年
三月二十八日
(水曜日)

目次

規則

- 青森県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………(自然保護課) ……一
- 青森県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則……………(こどもみらい課) ……三
- 青森県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………(障害福祉課) ……四
- 青森空港条例施行規則の一部を改正する規則……………(港湾空港課) ……四

告示

- 農業災害補償法による本県の業務の規模の基準の一部改正(団体経営改善課) ……五

規則

青森県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十三号

青森県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

青森県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則(昭和三十四年四月青森県規則第三十八号)の一部を次のように改正する。

第六号様式の(その二)の注の1中「規」及び「令」を削り、同注の3中「夜間銃猟の」を「夜間銃猟をする者の」に改め、「こと」の次に「。ただし、ライフル銃を除く5.0センチメートルの標的紙で夜間銃猟の技能要件を満たした者は、同欄の○印の下に「(ライフル銃を除く。)」と記載すること」を加える。

第十六号様式の(表面)中

年 月 日		年 月 日	
④		④	

年 月 日	性別	男・女
④		

網猟免許(新規・更新)・わな猟免許(新規・更新)・第一種銃猟免許(新規・更新)・第二種銃猟免許(新規・更新)

網猟免許(新規・更新)・わな猟免許(新規・更新)・第一種銃猟免許(新規・更新)・第二種銃猟免許(新規・更新)

(4) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律又は同法に基づく命令の規定に違反して罰金以上の刑を處せられたことの有無

・無

・有 (その刑の執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった年月日
年 月 日)

に改め、同様式の(裏面)中

(4) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律又は同法に基づく命令の規定に違反して罰金以上の刑を処せられたことの有無

- ・無
- ・有 (その刑の執行が終わり、又は執行を受けることなくつた年月日
年 月 日)

を

場 所

を

場 所

(7) 個人情報の取扱いについて

申請者の個人情報は、狩猟に係る行政事務の効率化し、狩猟者情報として蓄積するため、申請者の同意が得られた場合は、国が提供する情報システムにより一元管理することとしています (狩猟に係る行政事務以外の目的で申請者の個人情報を使用することはありません。)

個人情報の提供 (国が提供する情報システムでの管理) の同意

1 同意する 2 同意しない

に於て、同様の注中14と15、13と14、12と13、11と12、10と11、9と10、8と9の並び順は必ずしも一致しない。

9 (7)は、該当する番号を○で囲むこと。

第十九条第六の(案画) 中

を

年 月 日

⑩

を

年 月 日 性別 男・女

⑪

「有効期間の更新を受けようとする」や「現に有効な」

知事 第 号 年 月 日交付

知事 第 号 年 月 日交付

(3) 有効期間満了前の更新

同一登録年度において現に有効な狩猟免許と異なる種類の狩猟免許に係る狩猟免許申請書又は狩猟免許有効期間更新申請書を提出している場合は、その狩猟免許の種類

網猟免許 (新規・更新) ・わな猟免許 (新規・更新) ・第一種銃猟免許 (新規・更新) ・第二種銃猟免許 (新規・更新)

「登録」(案画) 中

(3) 同一登録年度において有効期間の更新を受けようとする狩猟免許と異なる種類の狩猟免許に係る狩猟免許申請書又は狩猟免許有効期間更新申請書を提出している場合は、その狩猟免許の種類

網猟免許 (新規・更新) ・わな猟免許 (新規・更新) ・第一種銃猟免許 (新規・更新) ・第二種銃猟免許 (新規・更新)

を

場 所

を

場 所

(5) 個人情報の取扱いについて

申請者の個人情報は、狩猟に係る行政事務の効率化し、狩猟者情報として蓄積するため、申請者の同意が得られた場合は、国が提供する情報システムにより一元管理することとしています (狩猟に係る行政事務以外の目的で申請者の個人情報を使用することはありません。)

個人情報の提供（国が提供する情報システムでの管理）の同意	1 同意する	2 同意しない
------------------------------	--------	---------

に改め、同様式の注中11を12とし、10を11とし、9を10とし、8を9とし、7を8とし、6を7とし、5の次に6として次のように加える。

6 (5)は、該当する番号を○で囲むこと。

第二十号様式の（表面）中

年 月 日		印
-------	--	---

を

年 月 日	性別	男・女	印
-------	----	-----	---

に改め、同様式の（裏面）中

(8) 対象鳥獣捕獲員である場合は、その旨及び所属市町村の名称	
---------------------------------	--

を

(8) 対象鳥獣捕獲員である場合は、その旨及び所属市町村の名称	
---------------------------------	--

(9) 個人情報の取扱いについて

申請者の個人情報、狩猟に係る行政事務の手續等を効率化し、狩猟者情報として蓄積するため、申請者の同意が得られた場合は、国が提供する情報システムにより一元管理することとしています（狩猟に係る行政事務以外の目的で申請者の個人情報を使用することはありません。）。

個人情報の提供（国が提供する情報システムでの管理）の同意	1 同意する	2 同意しない
------------------------------	--------	---------

に改め、同様式の注中13を14とし、12を13とし、11を12とし、10を11とし、9を10とし、8の次に9として次のように加える。

9 (9)は、該当する番号を○で囲むこと。

第二十一号様式の（その一）の（表面）及び同様式の（その二）中

年 月 日		印
-------	--	---

を

年 月 日	性別	男・女	印
-------	----	-----	---

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十四号

青森県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

青森県児童福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第一号様式の表中

所得区分（県 記入欄）	一般・経過 措置	生保・低1・低2・一般1・一般2・上位
----------------	-------------	---------------------

自己負担上限月額の特例 (県記入欄)	人工呼吸器等装着・高額治療継続・世帯内被 ^{おん} 分特 例・療養負担過重
-----------------------	---

を

所得区分 (県記入欄)	生保・低1・低2・一般1・一般2・上位
自己負担上限月額の特例 (県記入欄)	人工呼吸器等装着・高額治療継続・世帯内被 ^{おん} 分特 例・療養負担過重

に改める。

第二号様式中

小児慢性特定疾病の 診断・治療実績	診断・治療実績が ある主な疾病名	小児慢性特定疾病の診断書 (医療意見書)の作成実績	有・無
----------------------	---------------------	------------------------------	-----

を削り、同様式の注中1を削り、2を1とし、3を2とし、4を3とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十五号

青森県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

青森県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(昭和四十五年三月青森県規則第三十号)の一部を次のように改正する。
第八号様式、第十一号様式及び第十二号様式中「^{おん}被分特」を「^{おん}被分特」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

青森空港条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十六号

青森空港条例施行規則の一部を改正する規則

青森空港条例施行規則(昭和三十九年十月青森県規則第九十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十九年五月七日から平成三十年五月六日までの間は、第八条の規定にかかわらず」を「第八条に規定するもののほか」に、「航空機とし」を「航空機(同表の中欄に掲げる期間に係るものに限る。)とし」に、「同欄」を「次の表の上欄」に、「次の表の下欄」を「同表の下欄」に改め、同項の表を次のように改める。

航 空 機	期 間	割 合
一 空港と本邦外の地点との間を航行する航空機(路線を定めて一定の日時により航行するものを除く。)	平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで	十五分の一
二 空港と本邦外の地点との間を航行する航空機(路線を定めて一定の日時により航行する航空機で知事が定めるものに限る。)	平成三十年四月一日から同年五月六日まで	十五分の一

附則中第三項及び第四項を削り、第五項を第三項とし、第六項を第四項とする。

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

告

示

青森県告示第二百五十六号

平成十五年五月十四日青森県告示第三百五十三号（農業災害補償法による本県の業務の規模の基準）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から施行する。

平成三十年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

「農業災害補償法（一）を「農業災害補償法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十四号）附則第七条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の農業災害補償法（一）に改める。」

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚三付十五円四十四銭